

告発状

(と称する怪文書)

東京地方検察庁 検事正 殿

令和元年 月 日

告発人

氏名

印

住所

〒

被告発人

羽賀芳和 (余命三年時事日記主催者)

〒175-0082

東京都板橋区高島平二丁目26番3-1427号

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

(虚偽告訴等)

刑法第172条

人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、3月以上10年以下の懲役に処する。

(教唆犯)

刑法第61条1項

人をそそのかして「犯罪」を実行させた者をいい、正犯と同じ刑が科される。この教唆犯を教唆した場合を間接教唆と呼び、第61条2項により処罰される。

第三 告発の事実関係

被告発人 羽賀芳和の教唆により、左翼国会議員5人、在日韓国人活動家3人、反日左翼活動家や労働組合関係者、14都道府県の弁護士会会長副会長及びツイッター投稿した弁護士等を被告発人として、地方検察庁に刑事事案として「告発状」と称する怪文書の段ボール箱約35箱を送付させた。

これら刑事事案はいずれも、被告発人 羽賀芳和は原告として参加しておらず、煽動・教唆により騙された読者約900人に署名捺印させることで、外患誘致罪等の極刑重罪告発や、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反及び脅迫罪の告訴理由で、被告の告発理由も全く調査することのないまま原告として参加している。

「告発状」と称する怪文書を送られた地方検察庁は、罪名が記されているにも関わらず、事実証拠記載が欠落していることで、いずれも全て返戻されている。被告発人 羽賀芳和が首謀者である告発全てが、検察庁に対する公務執行妨害を目的とする、嫌がらせ恫喝告発であることが認められているという虚偽告訴事件である。

羽賀芳和は明らかに虚偽説明、造語詐欺、寄付金搾取、報告義務違反、責任転嫁、卑怯な逃亡しており、この件だけではなく、他の方々もこのような詐欺被害に遭われている可能性があると思量し、告発したものである。

以上